

日本労働年鑑 第56集 1986年版
The Labour Year Book of Japan 1986

第三部 労働政策

IV 経営者団体の労働政策

4 社会保障

1 年金

共済年金改正案

第一〇二国会では結局、共済年金改正案は継続審議となつたが、日経連は同法案について、「思い切った内容」、「予想以上に前向き」と評価し(『日経連タイムス』一九八四年一月一日)、会期あけ直前にも「共済年金改正案の成立を急げ」と題する「主張」を掲げた(同紙、八五年六月二〇日)。以下、その要点を紹介する。

(前略) わが国の公的年金は(中略)、創設の目的や時期がバラバラであったことなどから支給開始年齢、給付額算定方式など取扱い上の重要な点に制度間の差異ができ、しかも多くは公企体も含めた“官”に有利ないわゆる官民格差を形成している。

こうした制度間格差に加えて、公的年金は高齢化社会の進展という環境変化により(中略)、収支悪化条件にさらされつつあり、今後この傾向はますます厳しくなるとされている(中略)。

このような状況において、われわれの行った選択は、国民の老後生活の基盤としての公的年金の役割を認め、制度間の不公平を極力排除するとともに財政的に長期安定を期するということであった(中略)。

共済年金についてももちろん同様な将来認識に基づいて改正案がはかられている。

その内容は、民間の企業年金に対比されるものとして職域年金という部分を設けている点が納得しにくい、その部分まで企業年金では通常望めない物価スライド対象とすることに官民格差の名残を感じはするが全般的には給付算定方法、給付水準などを厚生年金なみとして格差を解消しようと努力されており評価しうる。特に、厚生年金では手をつけなかった既裁定分についても足ぶみの形で抑制するという厳しい姿勢を打出している。

こうした案であるから、既得権を守るという意識に立てば賛成しにくいのかもかもしれないけれども、そういう角度だけから見るべき問題ではないだろう。年金という長期間にわたる制度では将来の制度安定への着手は一刻も早くなければならないし、加えて公務員の肥大化を改めることが世論である中で官民格差を墨守しようとするなどは時代錯誤もはなはだしいといわざるをえまい(後略)。

「人生八十年時代の年金制度」

経済同友会は、国民年金法、厚生年金法の改正をうけて、五月一二日、「人生八〇年時代の公的年金

この意見書は、「公的年金は老後生活費のミニマム(基礎年金)ないし基盤的部分(基礎年金+報酬比例部分)を保障する範囲にとどめ、その上に企業と個人がそれぞれの努力と工夫によって企業年金と個人年金を築き上げ、各人が多様な老後の生活設計を行うことが望ましく、かつ現実的である」「従ってわれわれは、老後の生活保障は公的年金、企業年金、さらには個人年金の三本建てで形成されるべきだと考える」との基本認識に立っている。

そして、「われわれの提案」として、(1)既裁定者の標準報酬月額を読み替えによる賃金スライドは廃止し、物価スライドのみとする(ただし、長期的にみた生活向上分は、再計算時に「政策的に改定することが望ましい」)、(2)次回改正時から厚生年金の支給開始年齢を六五歳とせよ、(3)給付についてのみ、標準報酬月額の上限を男子の平均賃金の一・五倍程度に抑えよ、(4)年金給付に所得制限を設けよ、また、併給調整をおこなえ、(5)積立金を高利運用するため、民間運用も考えよ、(6)公的年金の一元化にあたっては、必ず官民格差を是正すること、(7)今後は企業年金を充実させ、公的年金の「イコール・パートナー」とせよ、といった諸点をあげている。

日本労働年鑑 第56集 1986年版

発行 1985年12月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月15日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1986年版(第56集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
